

営業店の営業再開に関する公告

呉信用金庫は、システム更改に伴い臨時休業しておりました下記営業店につきまして、営業再開いたしますので、定款第6条および信用金庫法第89条において準用する銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 営業再開する営業店

高屋支店（東広島市高屋町杵原1776番地）

本店営業部ゆめタウン呉出張所（呉市宝町5番10号）

くれしんれもねっと支店

2. 営業再開日

平成30年10月9日

3. 営業再開した業務

全ての窓口業務及び現金自動預払機（ATM）を含む

全てのオンラインサービス

以上

平成30年10月9日

広島県呉市本通2丁目2番15号

呉信用金庫

理事長 榎岡 敬人